

令和 4年 4月 1日

姫路市重度障害者等就労支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度障害者等の通勤支援や職場等における支援を行うことにより、重度障害者等の就労環境の整備を図ることを目的として実施する姫路市重度障害者等就労支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第1項の規定に基づき、障害者総合支援法第5条第1項に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護（以下「重度訪問介護等」という。）に係る支給決定を受けている者をいう。
- (2) 指定就労支援事業者 障害者総合支援法第29条第1項の規定に基づき、重度訪問介護等に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた者をいう。
- (3) 支援計画書 重度障害者等の通勤支援や職場等における支援の対象範囲を明確にするため、企業（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項にある助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。）が重度障害者等、指定就労支援事業者等と連携して作成するものをいう。
- (4) 指定相談支援事業者 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号の規定に基づき、指定特定相談支援事業者の指定を受けた者をいう。

(事業内容)

第3条 本事業は、重度障害者等が次に掲げる支援を受けるために必要な費用の一部を給付するものとする。

- (1) 企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律

第49条の規定に基づく障害者雇用納付金制度による助成金を活用してもなお当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合に必要となる^{かくたん}喀痰吸引や姿勢の調整、安全確保のための見守りその他雇用の継続に必要な支援及び重度障害者等の通勤支援（企業に継続して通勤する場合において、毎年度、当該継続する通勤の4か月目以後のものに対し、支援するものをいう。以下同じ。）

- (2) 重度障害者等が自営業者等（独立して自ら事業を営む者、事業のため他人を使用する者その他企業に雇用されない者をいう。以下同じ。）として働く場合において必要となる通勤支援や職場等における支援
（対象者）

第4条 本事業の対象となる者は、重度障害者等であって、姫路市内に住所を有し、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 企業に雇用される者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1項第1号に規定する就労継続支援A型の利用者を除く。）であって、1週間の所定労働時間が10時間以上のもの（1週間の所定労働時間10時間未満の者である場合において、支援に係る年度の末日までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書によって確認することができ、市長が当該支援を必要と認める者を含む。）
- (2) 自営業者等であって、自営業に従事する時間が1週間のうち10時間以上であり、当該自営業に従事することにより当該重度障害者等の所得の向上が見込まれると市長が認めるもの

（支給の申請及び決定）

第5条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、重度障害者等就労支援事業費支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に支援計画書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、前条第2号に掲げる者のうち、障害者総合支援法第5条第22項に規定するサービス等利用計画その他の書類により申請者の支援状況が確認できるものについては、支援計画書の添付を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請者の利用に関する意向その他の市長が定める事項を勘案して本事業の利用の可否を決定し、重度障害者等就労支援事業費支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により利用の決定をしたときは、重度障害者等就労支援事業受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。
- 4 第2項の規定による決定（以下「支給決定」という。）の有効期間は、同項の規定による利用決定の日の属する年度の末日までとする。
- 5 支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、有効期間満了後も引き続き利用の継続を希望するときは、有効期間満了日までに申請書により改めて市長に申請しなければならない。
- 6 受給者は、申請書及び受給者証の記載事項に変更があったときは、重度障害者等就労支援事業申請内容変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（サービスの支給量）

第6条 本事業の利用による支援（以下「サービス」という。）の支給量は、別表第1の範囲内で市長が決定する。

（支給決定の変更）

第7条 受給者は、支給決定に係る支給量を変更する必要があるときは、重度障害者等就労支援事業費支給量変更申請書（様式第5号）に支援計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、当該申請内容を審査し、必要があると認めるときは、支給決定の変更を行い、その旨を当該受給者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第8条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 申請に際し虚偽その他の不正行為を行ったと認められたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、本事業の利用を行うことが適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、支給決定取消書（様式第6号）により受給者に通知するものとする。

3 受給者は、第1項の規定により支給決定が取り消されたときは、受給者証を返還しなければならない。

（サービスの提供）

第9条 受給者は、本事業の利用によりサービスの提供を受けようとするときは、指定就労支援事業者（受給者が障害者総合支援法第19条1項に規定する支給決定を受けたサービス種別の障害福祉サービスを行う事業所の指定を受けた指定就労支援事業者に限る。）に受給者証を提示し、利用の申込みを行うものとする。

2 受給者は、支援計画書の作成に係る支援を受けようとするときは、指定相談支援事業者にサービスの提供を依頼するものとする。

（支援員）

第10条 支援員（受給者にサービスを提供する指定就労支援事業者の従業者をいう。）は、支給対象者の生命の危険回避のための支援を行うことができる者でなければならない。

2 支援員は、サービスの提供を行う際は、企業の指示に従うとともに、その身分を示す証明書を携行し、支給対象者又は企業から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 支援員は、定められた活動時間中は、その業務に専念しなければならない。

4 支援員は、活動時間中に物品のあっせん、販売その他本事業の実施に支障を来す行為をしてはならない。

（事業費の支給等）

第11条 市長は、受給者が支給決定の有効期間内において指定就労支援事業者又は指定相談支援事業者（以下「サービス提供事業者」という。）からサービスの提供を受けたときは、当該サービスの提供に要した費用（以下「事業費」という。）を受給者に支給する。

- 2 事業費は、別表第2に定めるサービスの提供時間に応じたサービス費の単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第94号）を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。
- 3 受給者は、サービス提供事業者からサービスの提供を受けたときは、1月につき、事業費の10分の1に相当する額又は別表第3に定める負担上限月額のうちいずれか低い額を受給者負担額として当該サービス提供事業者を支払うものとする。ただし、別表第2第2号に定める支援計画書作成支援費に係る受給者負担額は、0円とする。
- 4 前項の受給者負担額は、重度訪問介護等を含む障害者総合支援法に基づく他の事業の利用者負担額の上限に係る計算の対象としないものとする。
- 5 受給者が事業費の請求及び受領をサービス提供事業者委任したときは、市長は、当該受給者に支払うべき事業費を当該受給者に代わり当該サービス提供事業者を支払うものとする。この場合において、第3項の受給者負担額があるときは、事業費から当該額を控除した額を支払うものとする。
- 6 サービス提供事業者は、前項の規定により市長から事業費の給付を受けたときは、受給者に対し、受領した事業費の額を通知しなければならない。

（事業費の請求及び支払期日）

第12条 受給者は、前条第1項の規定により事業費の支払を受けようとするときは、サービス提供を受けた日の属する月の翌月10日までに、重度障害者等就労支援事業費請求書（様式第7号）に領収書その他の事業費の額が分かる書類、利用明細書（様式第8号）及びサービス提供に係る実績記録票（様式第9号）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前条第5項の規定により、受給者が事業費の請求及び受領をサービス提供事業者委任したときは、サービス提供事業者は、サービス提供を行った日の属する月の翌月10日までに、重度障害者等就労支援事業費請求書兼代理受領委任状（様式第10号）に利用明細書及びサービス提供に係る実績記録票を添えて市長に提出しなければならない。ただし、本事業の内容が支援計画書作成支援であるときは、利用明細書及びサービス提供に係る実績記録票の添付を要しない。

3 市長は、前2項の規定により請求があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(不正利得の徴収)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により事業費の支給を受けた者がいるときは、その者から、当該事業費の支給に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は、サービス提供事業者が偽りその他不正の手段により事業費の支払を受けたときは、当該サービス提供事業者に対して、その支払った額につき返還させることができる。

(秘密の保持)

第14条 サービス提供事業者の従事者及び管理者（以下「従事者等」という。）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た受給者及び当該受給者の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 サービス提供事業者は、従事者等であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た受給者及び当該受給者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(調査及び指導監督)

第15条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、受給者、受給者の配偶者若しくは受給者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は本市職員に質問させることができる。

2 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、サービス提供事業者又はその従事者等若しくは従事者等であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、本市職員に関係者に質問させ、又は本事業を行う事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 サービス提供事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査及び指揮監督に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 第1項又は第2項の規定に基づく調査及び指導監督を行う場合は、本市職員は、その身分を示す証明書（様式第11号）を携行し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

障害福祉サービスの種類	一月当たりの支給量
重度訪問介護	1 6 0 時間
同行援護	5 0 時間
行動援護	5 0 時間

別表第 2（第 1 1 条関係）

(1) 重度障害者等就労支援特別事業費

障害福祉サービスの種類	事業費の単位
重度訪問介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省告示第 5 2 3 号。以下「報酬告示」という。）別表第 2 の 1 のイに規定する重度訪問介護サービス費の単位
同行援護	報酬告示別表第 3 の 1 に規定する同行援護サービス費の単位
行動援護	報酬告示別表第 4 の 1 に規定する行動援護サービス費の単位

備考 報酬告示の注に定める事項は、算定の対象としない。

(2) 支援計画書作成支援費

支援計画書作成支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省告示第 1 2 5 号）別表 1 のイに規定するサービス利用支援費（Ⅰ）の単位
-----------	--

別表第 3（第 1 1 条関係）

区分	収入の状況	負担上限月額
生活保護等	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護者若しくは要保護者世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付を受けている世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般	(1) 受給者が 1 8 歳以上の市民税課税世帯であつて、当該世帯に属する者の市町村民税所得割の額の合計が 1 6 万円未満の者	9, 3 0 0 円
	(2) 1 8 歳以上 2 0 歳未満の指定障害者支援施設入所者、指定療養介護施設入所者又は指定障害児入所施設入所者であつて、当該世帯に属する者の市町村民税所得割の額の合計が 2 8 万円未満の者	
	(3) 市民税課税世帯であつて、前 2 号に掲げる者以外の者	3 7, 2 0 0 円

備考

- 収入の状況は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 7 条の規定に準じて計算するものとする。
- この表において「世帯」とは、受給者が 1 8 歳以上の場合にあっては、受給者及び当該受給者と同一の世帯に属する配偶者をいい、受給者が 1 8 歳未満の場合にあっては、受給者及び当該受給者と同一の世帯に属する者をいう。